第５編　業務委託編

第　１　節　　総　　則

第　２　節　　地質調査積算基準

第　３　節　　設計業務積算基準

第１節　総則・目次

１　総　　則 …… ５－１－１

1　総　　則

(1)　適用範囲等

本編（第５編　業務委託編）に記す「設計業務等標準積算基準書」と「下水道用設計標準歩掛表」は、「設計業務委託等標準積算基準書および同（参考資料）令和８年度版」と「下水道用設計標準歩掛表　令和８年度－第3巻 設計委託－」を指すものとする。

(2)　業務委託の見積りについて

業務委託について見積りを必要とする場合は、次のとおりとする。

・見積りは原則として３社以上から徴収し、その最低価格の１００％を採用する。

・ただし、やむを得ず１社のみの見積りとなった場合にも、その価格の１００％を採用する。

・また、最低価格と最高価格の差が大きく異常値と判断する場合は、異常値を除いた最低価格の１００％を採用する。

(3)　端数整理等

諸経費又は一般管理費等において端数調整を行い、業務価格を万円止めとする。

設計変更時の業務価格においても万円止めとする。

第２節　地質調査積算基準・目次

１　適　用　範　囲 ・・・

1　適用範囲

この積算基準は、土木事業にかかわる地質調査に適用する。なお、設計業務委託等標準積算基準書 第２編 第２章 第２節 ２－７解析等調査業務　表２．７．１のうち、解析等調査業務費分に相当する費用が必要な場合は別途計上するものとする。

2　地質調査業務委託料

(1)　地質調査業務委託料の構成

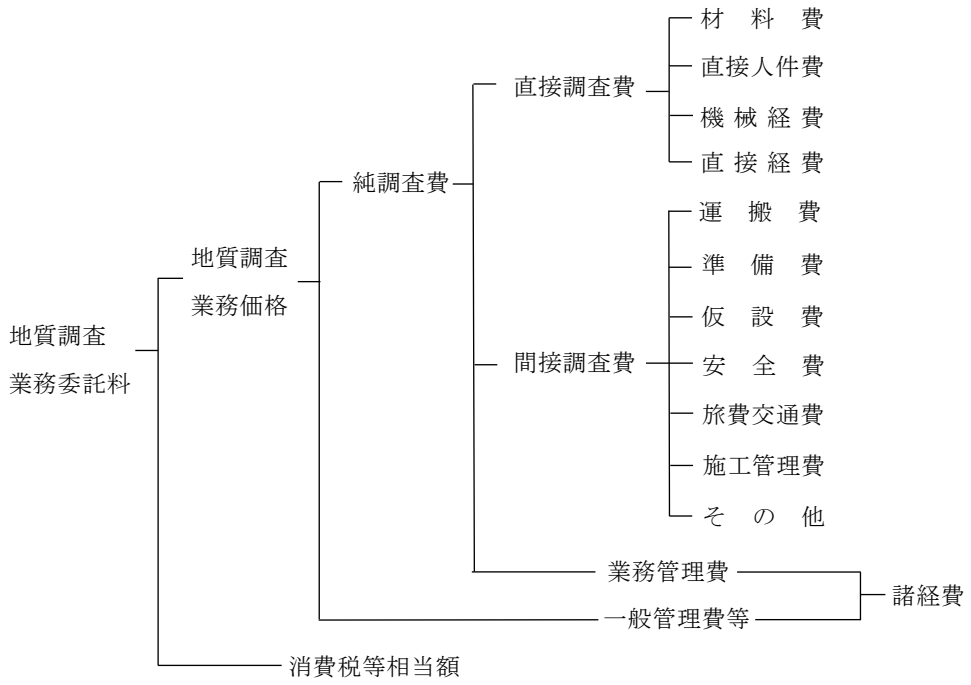

(2)　調査業務委託料構成費目の内容

ア　調査業務委託料

調査業務委託料は、高度な技術的判定を含まない単純な地質調査である。

(ｱ)　純調査費

Ａ　直接調査費

直接調査費は、業務に必要な経費のうち、次の（A）～（D）に掲げるものとする。

(A)　材料費

材料費は、当該調査を実施するのに要する材料の費用である。

(B)　直接人件費

業務に従事する者の人件費である。

(C)　機械経費

直接作業に必要な機器の損料又は使用料とし、各調査の種別毎に積算し計上する。

(D)　直接経費

①　電子成果品作成費

電子成果品作成に要する費用とし、設計業務等標準積算基準書　第２編　第２章　第２節　２－８－１ 電子成果品作成費の算出式による。

② 特許使用料、

契約にもとづき支出する特許使用料及び派出する技術者等に要する費用の合計額とする。

③ 水道光熱電力料

当該調査に必要となる電力、電灯使用料及び用水使用料とする。

B 間接調査費

間接調査費は、業務処理に必要な経費のうち、次の(A)から(F)に掲げるものとする。

(A) 運搬費

機械器具及び資機材等の運搬に要する費用とし、１現場当り１回計上する。

トラック（クレーン装置付）2ｔ積（2.9ｔ吊）運転費単価表 （１回当り）

名　　称	規　　格	単位	数　　量	摘　　要
運転手（特殊）		人	0.17	
軽　　油		ℓ	時間当り燃料消費量×1ｈ	
機械損料	運転時間	h	1.0	損料表 9 欄
〃	供用日	日	1.0	損料表 11 欄
計				

(B) 準備費

現場の準備及び跡片付け作業に要する費用とし、試験掘等必要となる経費を計上する。

(C) 仮設費

足場の設置撤去等に要する費用とし、必要な額を計上する。

(D) 安全費

安全費は、業務における安全対策に要する費用である。

(E) 旅費交通費

直接調査費の２．１４％（上限１，０２６千円）

(F) 施工管理費

出来高及び工程管理費、写真等に要する費用を計上する。

施工管理費＝直接調査費×0.007

(G) その他

調査孔閉塞、道路の復旧等に要する費用とし、必要に応じて計上する。

C 業務管理費

業務管理費は、純調査費のうち、直接調査費、間接調査費以外の経費であり、土質試験等の専門調査業に外注する場合に必要となる経費、業務実績の登録等に要する費用を含む。

なお業務管理費は、一般管理費等と合わせて諸経費として計上する。

D 一般管理費等

当該調査を実施する企業の経費で、一般管理費及び付加利益である。

イ 消費税等相当額

消費税等相当額は、消費税及び地方消費税相当分とするものとする。

3　地質調査業務委託料の積算方法

地質調査業委託料費は、次式により算定するものとする。

地質調査業務委託料＝（業務価格）＋（消費税相当額）

業務価格＝（純調査費）×｛１＋（諸経費率)｝

(1)　諸経費

諸経費は、設計業務等標準積算基準書　第２編　第１章　第１節　１－３ 地質調査業務費の積算方法　別表第１により対象額（直接調査費＋間接調査費　※ただし、解析等調査業務は除く）毎に求めた諸経費率を当該対象額に乗じて得た額とする。

4 安全費の積算

設計業務等標準積算基準書 第２編　第１章 地質調査積算基準 第１節 地質調査積算基準(１－４ 安全費の積算)による。

5　地質調査市場単価

設計業務等標準積算基準書　第２編　第２章　第２節 機械ボーリング（土質調査ボーリング・岩盤ボーリング）のうち土質ボーリングによる。なお、日当たり作業量は本節「6 日当たり作業量」による。

6　地質調査施工単価

(1)　解析等調査業務

ア　適用範囲

機械ボーリングの解析等調査業務を含めた業務のうち、直接人件費（直接調査費分）の業務に適用する。

(ｱ)　単価が適用できる範囲

A　解析等調査業務のうち、資料整理とりまとめ、断面図等の作成とする。

B　直接人件費は直接調査費に計上する。

C　ダム、トンネル、地すべり、砂防等の大規模な業務や技術的に高度な業務には適用しない。

(ｲ)　適用に当たっての留意事項

A　ボーリングのせん孔長は考慮しないものとする。

イ　単価の設定

(ｱ)　単価の構成と範囲

A　資料整理とりまとめ

(A)　業務の範囲

a　各種計測結果の評価および考察（異常データのチェック含む)。

b　試料の観察。

c　ボーリング柱状図の作成

(B)　単価は、ボーリング柱状図、コピー代等を含む。

(C)　本単価は内業単価である。

B　断面図等の作成

(A)　業務の範囲

①　地層および土性の判定。

②　土質又は地質断面図の作成（着色を含む)。

(B)　単価は、用紙類、色鉛筆等を含む。

(C)　本単価は内業単価である。

(ｲ)　単価の規格・仕様区分

表６－１　解析等調査業務の規格区分

種　　別　　・　　規　　格		単位
資料整理とりまとめ	直接人件費（直接調査費分）	業務
断面図等の作成	直接人件費（直接調査費分）	〃

(ｳ)　補正係数の設定表

A　解析等調査業務

表６－２　解析等調査業務の補正係数

土質ボーリング		補正係数（計算式）
資料整理とりまとめ	直接人件費 （直接調査費分）	Ｙ＝0.040Ｘ＋0.76
断面図等の作成	直接人件費 （直接調査費分）	Ｙ＝0.040Ｘ＋0.76

Ｙ：補正係数　　Ｘ：土質ボーリング本数

ウ　直接調査費の算出

資料整理とりまとめ等の直接労務費については次のとおり。

直接調査費＝設計単価

設計単価＝標準の単価×補正係数

参考資料

現場透水試験

現場透水試験の摘要は次表を標準とする。

設計業務等標準積算基準書（参考資料）　第３編　第２章　第２節　２－１現場透水試験による。

なお、礫層のように非常に透水性の高い土層では、間隙水圧測定（水頭測定）によることを標準とする。

7　日当たり作業量

設計業務等標準積算基準書　第２編　第２章　第２節　２－１－５ 日当たり作業量の表２．１．６土質ボーリング（ノンコア）の日当たり作業量による。また、サンプリングは２－２－４日当たり作業量の表２．２．２サンプリングの日当たり作業量、サウンディングは２－３－５日当たり作業量の表２．３．３サウンディング及び原位置試験の日当たり作業量による。

なお、足場仮設（設置・撤去）とその他間接調査費の日当たり作業量については、２－５－５日当たり作業量の表２．５．３足場仮設の日当たり作業量（設置・撤去）と２－６－５日当たり作業量の表２．６．３その他間接調査費の日当たり作業量による。

第３節　設計業務積算基準・目次

１　適　用　範　囲 ・・・

1　適用範囲

下水道用設計標準歩掛表 【下水道施設設計業務積算基準】Ⅰ 積算基準(案)による。

この積算基準は、原則として標準的な管渠施設に係る実施設計業務を委託する場合に適用するものとし、標準歩掛の適用になじまないものについては、別途適正な積算方法によるものとする。

2　業務委託料

(1)　業務委託料の構成

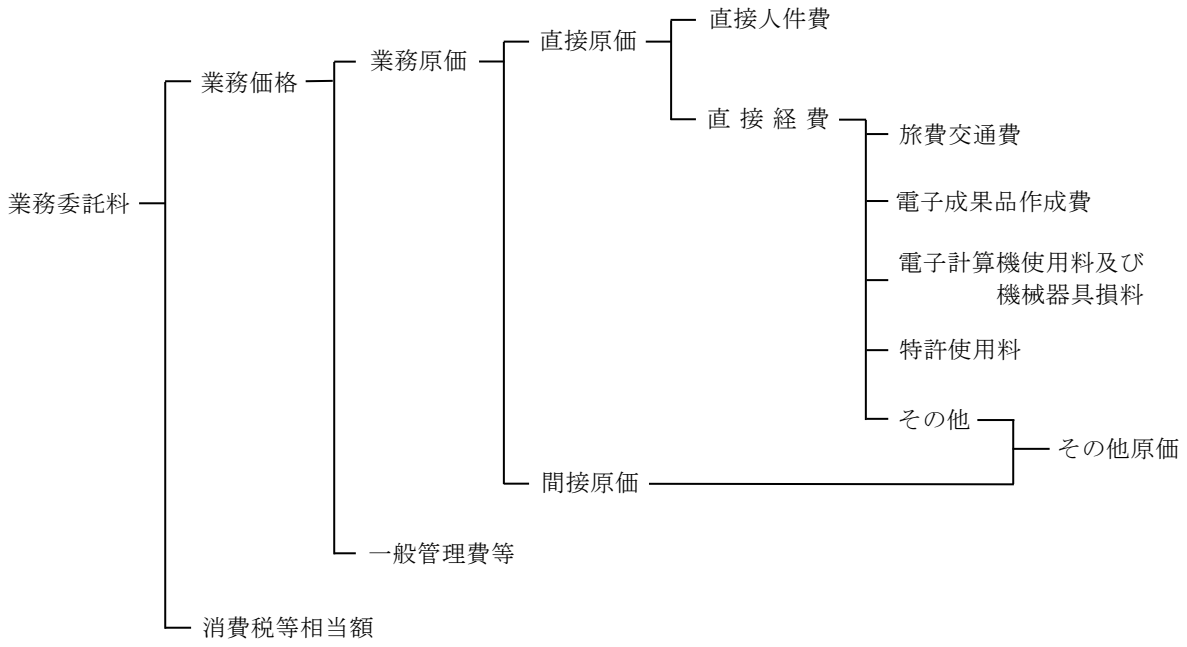

(2)　業務委託料構成費目の内容

ア　直接原価

(ｱ)　直接人件費は、業務処理に従事する者の人件費とする。

(ｲ)　直接経費（積上計上分）

直接経費は、業務処理に必要な経費とする。

直接経費（積上計上分）は、次に示すものとする。

A　旅費交通費

B　電子成果品作成費

C　電子計算機使用料及び機械器具損料

D　特許使用料　　等

(ｳ)　直接経費（積上計上するものを除く）

直接経費（積上計上分）以外の直接経費とする。

なお、特殊な技術計算、図面作成等の専門業に外注する場合に必要となる経費、業務実績の登録等に要する費用を含む。

イ　間接原価

(ｱ)　間接原価

当該業務担当部署の事務職員の人件費及び福利厚生費、水道光熱費等の経費、オンライン電子納品に要する費用、情報共有システムに要する費用（登録料及び利用料）、PC 等の標準的な OA 機器費用(BIM/CIM に関するライセンス費用を含む)とする。

※その他原価は直接経費(積上計上するものを除く）及び間接原価からなる。

ウ　一般管理費等

業務を処理する建設コンサルタント等における経費等のうち直接原価、間接原価以外の経費。一般管理費等は一般管理費及び付加利益よりなる。

(ｱ)　一般管理費

一般管理費は、建設コンサルタント等の当該業務担当部署以外の経費であって、役員報酬、従業員給与手当、退職金、法定福利費、福利厚生費、事務用品費、通信交通費、動力用水光熱費、広告宣伝費、交際費、寄付金、地代家賃、減価償却費、租税公課、保険料、雑費等を含む。

(ｲ)　付加利益

付加利益は､当該業務を実施する建設コンサルタント等を､継続的に運営するのに要する費用であって、法人税、地方税、株主配当金、役員賞与金、内部保留金、支払利息及び割引料、支払保証料その他の営業外費用等を含む。

エ　消費税等相当額

消費税等相当額は、消費税等相当額分を積算する。

3　業務委託料の積算

(1)　業務委託料の積算方式

業務委託料は、次の方式により積算するものとする。

業務委託料＝（業務価格）＋（消費税等相当額）

＝〔{(直接人件費）＋（直接経費）＋（その他原価)}

＋（一般管理費等)〕×｛１＋（消費税等率)｝

(2)　各構成要素の算定

ア　直接人件費

設計業務等に従事する技術者の人件費であり、設計業務委託等技術者単価を使用して各種業務の歩掛により算定する。

イ　直接経費

直接経費は、２－(2)－アー(ｲ)の各項目について必要額を積上計上する。

(ｱ) 旅費交通費

直接人件費の０．６３％（上限２４４千円）

(ｲ) 電子成果品作成費

「下水道業務委託電子納品作成要領」に基づく電子成果品を作成する場合は、次の計算式により作成費を算出し計上する。

電子成果品作成費(千円)＝６．９$X^{0.45}$

ただし、Ｘ：直接人件費(千円)

備考１　上式の電子成果品作成費の算出にあたっては、直接人件費を千円単位(小数点以下切り捨て)で代入する。

２　算出された電子成果品作成費(千円)は、千円未満を切り捨てる(小数点以下切り捨て)ものとする。

３　電子成果品作成費の上下限については、上限：７００千円、下限２０千円とする。

(ｳ) 電子計算機使用料及び機械器具損料

必要に応じて計上する。

(ｴ) 特許使用料

必要に応じて計上する。

ウ　その他原価

その他原価は、次式により算定した額の範囲内とする。

その他原価＝(直接人件費)×α／(1－α)

ただし、αは業務原価(直接経費の積上計上分を除く)に占めるその他原価の割合であり、３５％とする。

エ　一般管理費等

一般管理費等は次式により算定した額の範囲内とする。

一般管理費等 ＝ (業務原価)×β／(１－β)

ただし、βは業務価格に占める一般管理費等の割合であり、３５％とする。

オ　消費税等相当額

消費税等相当額は、業務価格に消費税の税率を乗じて得た額とする。

消費税等相当額＝〔{(直接人件費)＋(直接経費)＋(その他原価)}

＋(一般管理費等)〕×(消費税等率)

4　管路施設実施設計（詳細設計）

(1)　新設・詳細設計

下水道用標準設計標準歩掛表【下水道施設設計業務積算基準】 Ⅱ 標準歩掛表並び標準仕様書(案)〔Ⅰ〕管路施設実施設計業務　１－２ 標準歩掛及び補正 （1）標準歩掛 (ロ)管路施設実施設計業務委託（新設・詳細設計）による。

(2)　改築・詳細設計

下水道用標準設計標準歩掛表【下水道施設設計業務積算基準】 Ⅱ標準歩掛表並び標準仕様書(案)〔Ⅰ〕管路施設実施設計業務 １－２ 標準歩掛及び補正 （1）標準歩掛 (ハ)管路施設実施設計業務委託（改築・詳細設計）による。

5　補正

下水道用標準設計標準歩掛表【下水道施設設計業務積算基準】 標準歩掛表並び標準仕様書(案) 〔Ⅰ〕管路施設実施設計業務　１－２ 標準歩掛及び補正 （2）補正 (ロ)管路施設実施設計業務委託（新設及び改築・詳細設計）による。